

第4 生活衛生課

事務事業名	事務事業内容
1 食品衛生指導事業	◎ 食品衛生法に基づく営業許可・監視指導、と畜場法に基づく設置許可・と畜検査等及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく設置許可・監視指導の事務を行う。
2 生活衛生指導事業	◎ 興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、温泉法、水道法、化製場等に関する法律、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、墓地、埋葬等に関する法律に基づき、営業・設置許可、監視指導等の事務を行う。
3 試験検査事業	◎ 食品衛生法に基づく収去検査、飲用水検査等を行うほか、感染症や食中毒発生時には原因特定のための検査を行う。
4 動物愛護事業	◎ 狂犬病予防法に基づく飼犬の登録及び狂犬病予防注射に係る事務、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬猫の保護収容、動物取扱業の登録と監視指導、適正飼育に係る指導・啓発の業務を行う。 また、市民による地域ねこ活動を支援し、所有者不明猫対策を推進するとともに、保健所に保護された猫の譲渡を促進し、殺処分をなくすため、保護猫一時預かりボランティア支援及び譲渡推進事業を行う。